

## 中小企業インターンシップ促進補助金交付要綱

### (通則)

第1条 中小企業インターンシップ促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、高浜町補助金等交付規則（平成15年6月16日高浜町規則第6号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、町内の中小企業等がインターンシップを実施する際の経費の一部を補助することにより、就職希望者と受入れ企業が接する機会を増加させ、町内企業への就職を促進することを目的とする

### (補助金交付対象事業主の要件)

第3条 補助金交付対象事業主は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業事業者又は個人事業主であり、高浜町内に本社を有し、町税を完納していること。
- (2) 申請時において18歳～25歳までのインターンシップ実習生（以下「実習生」という）の受入れを行うこと。ただし、実習生が役員の1親等内の親族に当たる場合は対象とならない。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、実習生の受入れを行う際に要する次に掲げるものとする。

- (1) 実習生への報酬
- (2) 実習生がインターンシップ期間中に高浜町内の宿泊施設に宿泊する費用
- (3) その他町長が認めるインターンシップ受入れを行う際に係る経費。ただし、交通費は除く。

### (補助金額及び上限)

第5条 補助金額は前条の対象経費の合計の2/3以内で、千円未満を切捨てることとする。補助金額の上限は1事業所の実習生1人あたり、1日につき5千円とする。

- 2 対象経費となる1事業所あたりの実習生を受け入れる人数の上限は2人、日数の上限は5日間分を上限とする。
- 3 年度内において交付する補助金の上限は、1事業所につき5万円とする

### (補助金の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとするときは、実習生を受け入れる14日前までに、中小企業インターンシップ補助金交付申請書（様式第1号）を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請事業主に通知するものとする。

### (交付決定の取消し)

第7条 町長は、申請事業主が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付対象事業主の要件に反している事実が認められたとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為によって補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他町長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

### (補助金の返還)

第8条 町長は、第7条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金

を支給しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第9条 申請事業主は、事業が完了したときは、完了した日から10日以内に補助事業の成果を記載した実績報告書(様式第3号)、その他町長の必要とする書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 町長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査により、交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第4号)により申請事業主に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 第10条の規定により通知を受けた申請事業主は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は特に必要があると認めるときは、補助金を概算払又は前金払により交付するものとする。

(受入れ実習生の採用状況報告)

第12条 申請事業主は、補助金の交付があった際に受入れた実習生を採用した場合には、速やかに、町長に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の支給等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。